

鳴門公園サイクル環境構築業務仕様書

1 委託業務の名称

鳴門公園サイクル環境構築業務

2 委託業務の目的

徳島県鳴門市に位置する鳴門公園では、年間60万人以上が来訪する「渦の道」を有するとともに、現在、鳴門海峡対岸の淡路島を結ぶ大鳴門橋の桁下空間を通る自転車道の整備を兵庫県と連携して行っているところであり、自転車道の開通後には、これまで以上の観光客やサイクリストの方々の来訪が見込まれている。

その一方で、鳴門公園内においては、観光客及びサイクリストの増加に対応するための受入環境整備や魅力向上のための施策を進める必要があり、現状のままでは、自転車道開通後において、観光客やサイクリストの増加を起因とする様々な問題の発生が予想される。

本業務では、大鳴門橋自転車道の開通を見据え、鳴門公園に来訪するサイクリストや観光客が安全に利用するとともに、本県の魅力を楽しんでもらえるよう、受入環境整備や魅力向上を図り、徳島ならではのサイクルツーリズムを推進する。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

4 委託料上限金額

金13,200,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

なお、本業務の見積においては、5（2）に示す5つの項目の分類ごとに金額を分けるとともに、各項目の個別に上限金額を超えないようにすること。

5 委託業務の内容

(1) 鳴門公園におけるサイクル環境構築に向けた整備内容の検討、計画

自転車道開通後のサイクリスト、観光客の安全性の確保、魅力向上に向けた以下の項目について、現状の課題及び対策の検討を行うとともに、具体的な整備内容の選定及び実施に向けた設計等を行うこと。

- ア 案内看板・多言語表示・路面整備（県道部分を除く。）
- イ 自転車と歩行者の動線区分・走行ルール整備（県道部分を除く。）
- ウ 公園内の目的地分散化、魅力向上のためのフォトスポット・モニュメント
- エ 長時間駐車利用するサイクリストに向けた臨時駐車場の確保、誘導
- オ 鳴門公園内駐車場状況等の情報発信
- カ 舗装、段差、階段の改善（県道部分を除く。）
- キ 駐輪場所、駐輪設備等の整備
- ク 大鳴門橋自転車道を通り本県に来訪する方向けの周辺案内
- ケ その他業務の目的の達成に必要なもの

※参考：徳島県HP「大鳴門橋自転車道デザイン会議について」

第3回会議の会議資料1-2「課題への対応案」において、鳴門公園内における課題、対応案の一部を記載していますのでご参照ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/kanko/7310589/>

(2) (1) の各項目は、主に下表に定めるものに分類して実施することとし、各項目における実施金額の上限を超えないようにすること（本業務の合計金額の上限は前頁の「4 委託料上限金額」に定めるとおり）。

番号	項目名	(1)記載項目	上限金額 (税込)
①	安全安心に観光できる導線を考慮した路面等整備	ア、イ、カ	640万円
②	インバウンドを含む観光客向けのマナー等の案内を行う情報発信	エ、オ、ク	210万円
③	サイクリストが自転車道を楽しむための施設・設備の設置	ウ、エ、キ	300万円
④	混雑情報提供による需要分散	オ	90万円
⑤	鳴門公園への集中緩和を目的とした地域周遊	オ、ク	90万円

(3) (1) の整備内容の選定及び実施に向けた設計等にあつては、以下の項目に留意して実施すること。

ア 大鳴門橋自転車道デザイン会議において取りまとめた「大鳴門橋自転車道を活用したサイクルツーリズム推進基本方針（令和8年3月）」を基に、本業務の目的を実現するための整備内容について検討し、取りまとめること。

イ 業務の実施にあたり、大鳴門橋自転車道デザイン会議や鳴門公園周辺住民等の意見を反映した内容とすること。

ウ 上記デザイン会議や周辺住民への説明について、委託者の求めに応じて会議等への出席や資料の作成、説明を行うこと。

エ 業務の実施にあたり、実現可能性や整備内容の実施効果を担保するため、必要に応じた調査の実施や専門有識者の意見を聴取すること。なお、有識者・専門家に対して助言謝金を支払う場合は、別表に規定する標準単価を適用することとし、有識者・専門家以外への謝礼金は本業務の対象としないものとする。

オ 鳴門公園周辺の法的規制（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号））や県道を所管する道路部局との連携に十分に留意し、実施すること。

（４）整備内容の選定及び設計等を行うにあたり、鳴門公園周辺の法的規制や大鳴門橋自転車道の整備状況を踏まえ、以下の項目について作成を行うこと。

ア 整備の全体計画（２カ年を目安）

イ 個別の整備内容・工期

ウ 整備スケジュール

エ 概算事業費

オ 整備内容の発注に向けた設計積算、図面等の作成（上記（ウ）の整備スケジュールに合わせ、優先的に実施すべき対策に係るもの）

カ 整備前後における効果指標を測るためのアンケート等

6 成果品

事業完了後、以下の成果品を提出すること。

（１）事業実施報告書 １部

（２）本業務に関連して制作した電子データ 一式

7 留意事項

（１）適正かつ円滑に本業務を実施するため、受託者は県と密接な連絡をとり、本業務の実施にあたり不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに双方で協議を行うものとする。

（２）業務の実施に際しては、関係法令等を遵守するとともに、履行にあたって許可等が必要となる場合は、受託者において遺漏なく行うこと。

（３）成果物等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は必要な費用の負担及びそれに伴う一切の手続きを行うこと。また、著作物関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

（４）委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（５）本仕様書に基づく業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、受託者との協議により、改めて決定する。

別表

(単位：円)

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,800	大学学長級	17 年以上	会長・社長・役員級	知事・市長村長
②	9,300	大学副学長級			
③	9,200	大学学部長級			
④	8,400	大学教授級 1		工場長級	部長級
⑤	7,700	大学教授級 2	12 年以上	部長級	—
⑥	6,900	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	6,300	大学講師級	12 年未満	課長代理級	室長級
⑧	5,100	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	4,100	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1
⑩	3,100	大学助手級以下 2		係員 2	課員 2
⑪	2,100	大学助手級以下 3		係員 3	課員 3

適用上の留意事項

- ・分野別職位等は、標準単価設定時に想定した適用である。この記述は、当面、参考指標とする。
- ・大学学長級、大学副学長級、大学学部長級には、それらを経験した大学教授級を含めてもよい。
- ・弁護士・医師・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、別表の標準単価の中から適宜単価を選択する。
- ・支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。
- ・支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。なお、研修所、大学校等の専ら教育・研修を行う施設等が行う授業については、支払単位及び端数の扱いについて、任意に設定してよい。
- ・公務員が公務として講師等を行う場合は支給しない。

(参考) 各府省等申合せ「謝金の標準支払基準」Ver. 1-7、令和 8 年 3 月 6 日一部改定、デジタル庁ウェブサイト